

公立大学法人宮城大学乗合自動車管理運用規程

平成22年2月24日

規程第100号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）において使用される乗車定員11人以上の乗合自動車（以下「スクールバス」という。）について、公立大学法人宮城大学管理自動車等管理規程（平成22年宮城大学規程第99号。以下「管理規程」という。）に定めるもののほか、適正かつ効率的な管理を円滑に進めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第2条 スクールバスは、教職員及び学生の授業（講義、学外演習、看護実習、農場実習等）並びに学生団体及びその他学生の行う正課外の活動（宮城大学正課外の活動に関する取扱内規（令和6年12月11日施行）第4条の規定に該当する活動をいう。ただし、もっぱら親睦を図るための活動は除く。以下同じ。）の利便のため並びに業務上管理者が特に必要と認める際に使用させるものとする。ただし、教職員のうち非常勤講師にあつては、学生団体の行う正課外の活動のために使用することはできない。

2 前項に規定する場合において、学生の利用がある場合は、責任者となる教職員を1人以上同行させなければならない。ただし、キャンパス間の運行において、学生の乗車確認を教職員が行う場合は、この限りでない。

3 前2項に規定する場合において、目的達成のため特に必要がある場合にあつては、スクールバスに他学の職員等関係者を乗車させることができる。

(総括管理者)

第3条 スクールバスの総括管理者は、管理規程第2条の規定により財務を担当する理事の職にある者をもって充てる。

(管理者)

第4条 スクールバスの管理者（以下「管理者」という。）は、管理規程第3条第1項の規定により事務局長をもって充てる。

2 管理者は、事故がある場合に備え、あらかじめその代理者を指定しておかななければならない。

(運転者)

第5条 スクールバスの運転者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 教職員

二 非常勤の運転業務職員

三 教職員が手配する運転者であつて、かつ、管理規程第8条に規定する安全運転管理者が運転免許の有無、運転の経験等を確認した結果、運転をさせることが適当と認める者。

2 運転者及びこれに同行する教職員（以下「運転者等」という。）は、自動車の運行中、ともに連携し安全な運行に努めなければならない。

(運行時間)

第6条 スクールバスの運行時間は、原則として勤務時間内とする。ただし、管理者が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

第5編財務会計 乗合自動車管理運用規程

(使用時の手続等)

第7条 スクールバスを使用しようとするときは、別記様式による「スクールバス学外授業等利用申請書」を原則として使用予定日の2週間前までに管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、学生団体及びその他学生の行う正課外の活動に係るキャンパス間の運行については、別に定めるところによる。

2 スクールバスの使用後は、使用者において車内のごみ等処理し、快適な車内環境の保持に努めなければならない。

(使用の承認)

第8条 管理者は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、使用状況、使用目的、使用時間、使用距離、目的地等を勘案し、適当と認めた場合に承認するものとする。

2 管理者は、前項の使用承認に際し、利用希望日時に重複があったときは、次の優先順位を勘案して承認するものとする。

- 一 第1順位 授業（講義、学外演習、看護実習、農場実習等）
- 二 第2順位 管理者が特に必要と認める場合
- 三 第3順位 学生団体及びその他学生の行う正課外の活動

(使用承認の取消し)

第9条 管理者は、申請内容に虚偽があったことを発見したとき等、スクールバスの運用に支障があると認めるときは、承認を取り消すことができるものとする。

(給油及び燃料の負担)

第10条 運転者等は、スクールバスの運行に支障を来さないよう、燃料、潤滑油等（以下「燃料等」という。）を常に補充しておかなければならない。

2 スクールバスの燃料等は、大学において負担する。ただし、他の機関への貸出の際にあっては、貸出先における負担を求めるものとする。

(事故発生時の措置)

第11条 運転者等は、自動車の事故により損害を与えたとき若しくは受けたとき又は紛失等が発生したときは、直ちに事故の日時、場所、加害者又は被害者、原因等を確認の上、管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 運転者等は、前項の事故等が発生した場合において、現場において被害者若しくは加害者又はその他の関係者に対して事故の原因、責任等について、あいまい若しくは不当な承認又は損害に対する補償等に関する陳述をしてはならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、自動車の管理に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H27.10.30 第102回理事会)

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

第5編財務会計 乗合自動車管理運用規程

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R3.3.24 第172回理事会)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (R7.6.25 第224回理事会)

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

スクールバス学外授業等利用申請書					
公立大学法人宮城大学 理事長 殿					年 月 日
下記のとおりスクールバスの利用を申請します。					
申請者	所 属	<input type="checkbox"/> 看護 <input type="checkbox"/> 事業構想 <input type="checkbox"/> 食産業 <input type="checkbox"/> 基盤教育 <input type="checkbox"/> 事務局 ()グループ <input type="checkbox"/> 研究推進・地域未来共創センター			
	職	<input type="checkbox"/> 教授 <input type="checkbox"/> 准教授 <input type="checkbox"/> 講師 <input type="checkbox"/> 助教 <input type="checkbox"/> 助手 <input type="checkbox"/> その他	氏 名	印	
同行しない場合の連絡先 (所属)		(氏名)		(連絡先)	
利用日	年 月 日 から	時 間	時 分 から		
	年 月 日 まで		時 分 まで		
※ 利用日が2日以上にまたがる時の時間は、初日の利用開始時刻と最終日の利用終了時刻を記入すること					
利用目的					
行程 (時刻及び経由地を適宜記入すること)					
搭乗者リスト (全員の氏名・学籍番号を記入すること)				運 転 手 []	
年 月 日					
上記のとおり申請を受理してよろしいか伺います。 [決裁] 年 月 日					
担当					